

事務連絡
令和4年12月27日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

リフィル処方箋の取扱いに係る疑義について

今般、岡山県からリフィル処方箋の取扱いに係る疑義照会があり、別添のとおり回答しましたので、御了知の上、貴管下関係者に周知徹底方よろしく申し上げます。

薬生総発 1227 第 3 号
令和 4 年 12 月 27 日

岡山県保健福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

リフィル処方箋の取扱いに係る疑義について（回答）

令和 4 年 12 月 27 日付け医薬第 1479 号をもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

1 及び 2 について、いずれも貴見のとおりと解する。

医薬第1479号
令和4年12月27日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 殿

岡山県保健福祉部長

リフィル処方箋の取扱いに係る疑義について（照会）

リフィル処方箋（医師が診療に基づき、複数回の使用を認めた処方箋をいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり疑義が生じたので照会します。

記

- 1 薬局において、リフィル処方箋による調剤を行い、当該薬局において調剤済みとしない場合は、リフィル処方箋に薬剤師法（昭和35年法律第146号）第26条に規定する事項を記入し、調剤録等を作成した後、リフィル処方箋を患者に返却し、リフィル処方箋の写しを調剤録とともに保管することでよいか。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の13において、薬局開設者は、毎年3月31日までに、前年における総取扱処方箋数を薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならないとされているが、リフィル処方箋に基づき調剤を行った場合、その調剤1回ごとにその数に加えるものと解するがいかか。